

沖縄県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

沖縄県国営土地改良事業負担金徴収条例（昭和50年沖縄県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「よつて」を「よって」に改める。

第3条第1項中「あつては」を「あっては」に改め、同条第2項中「割り振つて」を「割り振って」に改める。

第4条第2項中「よつて」を「よって」に、「行つた」を「行った」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 負担金の利率は、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第53条第2項の農林水産大臣の定める率とする。

第5条第1項中「あつた」を「あった」に、「よつて」を「よって」に、「すべて」を「全て」に、「なつている」を「なっている」に改め、同条第2項第1号及び第2号中「よつて」を「よって」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第4条第3項の規定は、国営土地改良事業に係る負担金（沖縄県国営土地改良事業負担金徴収条例第1条に規定する負担金をいう。）でその徴収期間の始期が平成28年度であるものの利率から適用し、その徴収期間の始期が平成27年度以前であるものの利率については、なお従前の例による。

平成28年11月29日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

土地改良法施行令の一部が改正されたことを踏まえ、国営土地改良事業に係る負担金の利率を改める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。